

部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くし、人権が尊重される四日市をつくる条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、個人が自律した存在として尊重される社会を実現することは、全ての市民の願いである。

しかしながら、今もなお、部落差別をはじめとする様々な不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及などによる情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。こうした不当な差別をはじめとするあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組を社会としてより一層推進するとともに、人権尊重の理念について理解を深め、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約その他の人権に関する条約の理念にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、部落差別をはじめ、女性差別、障害者差別、外国人差別、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別など、不当な差別をはじめとするあらゆる人権に関する課題を無くすための市に関係する者の責務並びに市の施策について必要な基本事項を定めることにより、全ての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重しなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政施策の実施に際しては、全ての分野にわたり人権尊重の視点に立った施策(以下「施策」という。)の策定に努めるとともに必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を相互に尊重し、自らも差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する施策に協力するとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(市議会の議員、市長その他の市の公務員の責務)

第6条 市議会の議員、市長その他の市の公務員は、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

(連携及び協働)

第7条 市は、施策を推進するに当たっては、国、県、関係機関及び関係団体等と連携・協働し、不当な差別をはじめとするあらゆる人権に関する課題の解消に取り組むものとする。

(人権教育及び人権啓発活動の充実)

第8条 市は、不当な差別をはじめとするあらゆる人権に関する課題を無くすため、それぞれの課題を明らかにし、きめ細かな人権教育及び人権啓発に関する活動の取組とその充実に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止)

第9条 市は、インターネットを通じて行われる人権侵害行為を防止するため、インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実態調査の実施)

第10条 市は、施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査を行うものとする。

(行政組織の充実)

第 1 1 条 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、行政組織の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 1 2 条 市は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の充実に努めるものとする。

(基本計画)

第 1 3 条 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(諮問及び協議)

第 1 4 条 市は、目的達成のため、必要な事項については、市の附属機関等に諮問及び協議するものとする。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(検討)

第 1 6 条 この条例の規定については、社会情勢の変化等に応じて検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。